

岐阜労働局発表
令和2年4月2日(木)

担当	岐阜労働局雇用環境・均等室 監理官 筒井 俊幸 指導官 祝迫 智子 電話 058-245-1550
----	--

「アルバイトの
労働条件を確かめよう！」
キャンペーンを実施
～アルバイト等のトラブル防止のために！～

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を
確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

岐阜労働局(局長 畑 俊一)は、大学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間に、自らの労働条件を確認することで、**アルバイトにおけるトラブルの防止**を目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

【岐阜労働局における主な取組】

《「若者相談コーナー」の設置》

キャンペーン期間中、岐阜県内8か所の総合労働相談コーナー(岐阜労働局及び県内7か所の労働基準監督署)に「**若者相談コーナー**」を設置(別紙2相談事例)

《大学等への出張講座等の実施》

大学等へ職員を派遣して、**労働法制に関する出張講座**や出張相談を実施

「アルバイトのトラブル こんなことで困っていませんか？(県内若者相談コーナーの連絡先及びアルバイトをする前に知っておきたい7つのポイントを紹介)」を作成し、各大学等(45か所)へ配布(別紙3)

《事業主等に対する周知・啓発》

事業主団体等へも、学生アルバイトを雇用する際の注意事項についてリーフレットを配付(別紙4)

【添付資料】

- 別紙1 令和2年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要
- 別紙2 学生アルバイトに関する相談事例
- 別紙3 アルバイトのトラブル こんなことで困っていませんか？
- 別紙4 事業主の皆さんへ「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です！！
- 別紙5 ポータルサイト「確かめよう労働条件！」

令和2年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

- 1 実施時期 令和2年4月1日から7月31日まで
(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

- 2 重点事項
 - ① 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
 - ② 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定
 - ③ 学生アルバイトの労働時間の適正な把握
 - ④ 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
 - ⑤ 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

- 3 実施事項
 - (1) 厚生労働本省での実施事項
 - ① 大学等への協力依頼等
 - ア 全国の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（以下「各大学等」）へリーフレット・ポスターを送付し、新入学時の説明会・ガイダンス等での配布や新入学時に配布する冊子への掲載、これらを活用した説明の実施、各大学等のホームページへの掲載、学内の掲示板への掲示等について依頼する。
 - イ 下記(2)①の出張相談に関し労働局へ依頼を行う場合の相談場所の提供、学生への周知等について依頼する。
 - ウ 学生に有益な厚生労働省の労働法の普及啓発媒体等の利用勧奨について依頼する。
 - ② 事業主団体への周知依頼
事業主団体や学生アルバイトが多い業界の団体等に周知し、傘下会員への広報を依頼する。
 - ③ 各都道府県及び政令市への協力依頼
キャンペーンの広報、リーフレットの配布について協力を依頼する。
 - ④ 関係団体への協力依頼
大学等団体、日本弁護士連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本司法書士会

連合会、日本行政書士会連合会、全国大学生生活協同組合連合会等に対し、キャンペーンの周知等について協力を依頼する。

⑤ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、報道発表及び厚生労働省ホームページ等への掲載を行う。

(2) 各都道府県労働局の実施事項

① 大学等への出張相談等

大学等より依頼があった場合には、都道府県労働局による出張相談を実施する。

② 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置

各都道府県労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生への相談に重点的に対応する。

③ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、報道発表、ホームページへの掲載、地方公共団体・関係機関等の広報誌の活用等により周知を行う。

④ 学生等に対するリーフレットの配付

新たに作成したリーフレット等について、キャンペーン期間中に、大学等への出張相談時や、学生が若者相談コーナーを利用した際などに、学生等に対して配付する。

⑤ 事業主等に対するリーフレットの配付

リーフレット等を署において事業主等に対して集団指導等を実施する際に事業主等に配布する。

※ 以上の実施に当たっては、所在地の大学等や地方公共団体等関係団体と連携を図る。

学生アルバイトに関する相談事例



事例 1

今度、自治体が主催する行事に学生のボランティアを募集することになりました。ボランティアに法律上の制限はありますか。

また、ボランティアに寸志を支払おうと考えていますが、注意事項はありますか。

純粋なボランティアであれば、労働基準法上の適用はありません。
しかし、そのボランティアに実態として指揮命令関係があると判断されると労働基準法が適用される労働者となります。
労働者へ対し、最低賃金(令和元年10月1日に改正された岐阜県の最低賃金は時間給851円)以下の賃金を支払うと最低賃金違反となります。



事例 2

以前、アルバイトしていた職場から頼まれて、5か月前に数日だけ働きました。

しかし、その時のアルバイト代が未だに支払われません。何度、メールで請求しても無視されます。

以前、働いていたときには毎月、支払ってくれていたのになあ。

アルバイト代は、毎月1回以上、決められた日に全額、労働者に直接支払われないといけません。

もう一度、事業者へ対し、期限を区切って、アルバイト代を請求してください。

それでもアルバイト代が支払われない場合は、職場の最寄りの労働基準監督署に申告してください。





大学4年生の4～8月は就職活動があるため、極力勤務日数を減らして欲しいと面接の時に伝え、了承をもらっていましたが。

しかし、店長から面接の時の約束は関係ないと、無理矢理シフトを入れられそうで困っています。

以前から、13日連続勤務、1日11時間労働、休憩時間もないなど労働時間管理がずさんです。

このような働き方は法律上の問題にならないのでしょうか。

採用時に合意したシフトの変更など労働契約の内容の変更するためには、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要です。

さらに、事業主はアルバイトについても労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

事業主は、労働者の労働時間を適正に把握し、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を労働時間の途中に与えなければなりません。なお、電話番号等の待機時間は休憩時間ではなく、労働時間となります。

また、原則として、1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはいけませんし、毎週少なくとも1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えなければなりません。



学生アルバイトを雇用しています。

勤務は、その都度シフトで決めていて、決まった労働日はありません。

このような場合、年次有給休暇はどのように与えればいいのですか。

労働日数がいまいちな場合は、算定期間中(雇われた日から6か月間、2回目以降は過去1年間)の労働日数を確認し、確認した日数に応じた日数の年次有給休暇を付与します。

また、年次有給休暇の取得方法は、学生アルバイトにも事前に説明しておきましょう。



学生・生徒の皆さん

無料なので、気軽に相談してね！

アルバイトのトラブル

こんな事で困っていませんか？

イメージキャラクター
「たしかめたん」

一般の方のご相談も受け付けておりますので、気軽にお電話ください。

お店が忙しくて
休憩がもらえません



学校のテストがある
日にもシフトを入れ
られてしまいます



開店の準備や
片付けの時間の
時給がもらえません



店長から
食事に行こうと
しつこく誘われます



売れ残った商品を
買い取れって
言われます



代わりを見つけないと
バイトを辞めさせて
もらえません



おかしい！！と思ったら、**若者相談コーナー**へ



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「若者相談コーナー」は、労働基準法等の労働保護法令を所管している岐阜労働局、
県内各労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」に設置されています。

名 称	電話番号	名 称	電話番号
岐阜労働局	058-245-8124	★ 多治見若者相談コーナー	0572-22-6381
★ 若者相談コーナー		★ 関若者相談コーナー	0575-22-3251
★ 岐阜若者相談コーナー	058-207-0068	★ 恵那若者相談コーナー	0573-26-2175
★ 大垣若者相談コーナー	0584-80-5078	★ 岐阜八幡若者相談コーナー	0575-65-2101
★ 高山若者相談コーナー	0577-32-1180	労働条件ほっとライン 月～金・祝17時～22時、土・日10時～21時	はい！ ろうどう 0120-811-610

「労働条件ほっとライン」以外の相談コーナーは9時～16時



働くときに、知っていてほしい

『これってあり？
まんが 知って役立つ労働法Q & A』



『知って役立つ労働法～
働くときに必要な基礎知識』



Point 1

働き始めてから「話が違う。」とならないために、アルバイトを始める前に、次の労働条件については必ず確認しましょう！

- ① いつからいつまで働くのか (雇用期間)
- ② 更新の有無と基準
- ③ どこでどんな仕事をするのか (勤務地や業務内容)
- ④ 勤務時間や休憩時間、休日など
- ⑤ バイト代はどのように支払われるのか (計算方法や支払いの時期)
- ⑥ 辞めるときの決まり (退職や解雇)

Point 2

バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払われるのが原則！

【賃金の支払いの5原則】

- ① 通貨で
- ② 全額を
- ③ 労働者に直接
- ④ 毎月1回以上
- ⑤ 一定の期日に



最低賃金制度の
マスコット
チェックマン

なお、賃金は、都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、学生アルバイトであってもこれを下回することはできません。(令和元年10月1日に改正された岐阜県最低賃金は次のとおりです。)

岐阜県の最低賃金

851円 (時間額) 26円 UP

最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

問合せ先/岐阜労働局賃金室 Tel.058-245-8104



Point 3

法定労働時間を超えたり、深夜や休日に働いた場合は、給与支給明細書を見て、割増賃金が支払われているか確認しましょう。

【割増賃金のルール】	割増率
① 法定労働時間(原則1日8時間、1週40時間)を超えて働く場合 (時間外労働)	25%
② 法定休日に働く場合 (休日労働)	35%
③ 午後10時～午前5時の間に働く場合 (深夜労働)	25%
④ 時間外労働+深夜労働	50%
⑤ 1か月60時間を超える時間外労働 (ただし、中小企業は2023年4月1日より適用)	50%
⑥ 法定休日労働+深夜労働	60%

アルバイトをする前に 知っておきたい 7つのポイント



Point 4

年次有給休暇(有休、年休など)は、アルバイトでもその付与条件を満たせば、その利用目的を問わず、取ることができます。

【付与条件】

- ・週1日以上または年間48日以上勤務をする方で、雇われた日から6か月以上継続勤務し、決められた労働日数の8割以上出勤した方

【付与日数】

所定労働日数		継続勤務年数						
1週あたり	1年間あたり※	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
5日以上	217日以上	10	11	12	14	16	18	20
4日	169～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121～168日	5	6	8	9	10	11	
2日	73～120日	3	4	5	6	6	7	
1日	48～72日	1	2	3	3	3	3	

※ 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

Point 5

アルバイトでも仕事が原因のケガや病気は労災保険が適用されるので、自分で治療費を負担する必要はありません。

また、それが原因で仕事を休み、バイト代がないときは、休業補償制度があります。

Point 6

アルバイトでも、会社の都合で自由に解雇することはできません。

会社が労働者を解雇するときには、社会の常識にかなう納得できる理由が必要となります。

また、雇用期間が定められていないときは、労働者は少なくとも2週間前までに退職の申し出をすれば、法律上は退職することができます。

ただし、就業規則に退職手続きが定められている場合がありますので、事前に確認しておきましょう。

Point 7

Pointの内容が分からない、労働条件がなんだかおかしい、仕事を辞めさせてもらえないなど労働関係で困ったときは、岐阜労働局や各労働基準監督署にある「若者相談コーナー」に相談しましょう。

(詳細は、前面参照)

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

働き方改革関連法が順次施行されています！

重点事項

Point

1

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

Point

2

学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

Point

3

アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

Point

4

アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point

5

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時

0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」





アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかりと明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。なお、労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回することはできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）



学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

大学生等に対するアルバイトに関する意識調査(平成27年厚生労働省実施)では、大学生等から「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。



学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiijun/roudouzikan/070614-2.html



商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。



アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトが遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

アプリで

労働条件に関する法律をクイズやマンガを通じて学習できる！



確かめよう、労働条件！

検索



Webで

働くときのQ&Aやアルバイト向け情報で労働条件がわかる！



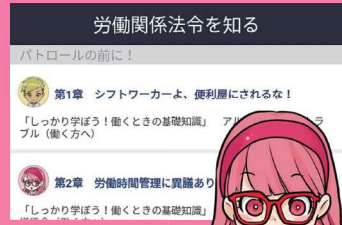
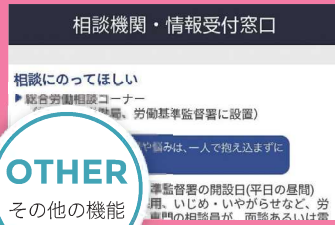
アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャラクター〈たしかめたん〉



ストーリーを読んでNG発言を指摘！労働条件について楽しく学べます。

働くときの注意点について、マンガでさらに理解を深められます！

目的別の相談窓口や、クイズのヒントとなる労働関係法令を確認できます。



QUIZ
クイズで学ぶ

COMIC
マンガで学ぶ

OTHER
その他の機能

INSTALL!
さっそく始めてみよう！

右記QRコードよりインストールできます
(iOS, Android 対応)



「労働条件 (RJ) パトロール！」は、個性豊かなキャラクターと一緒に、現実の労働関係法令の知識をクイズやマンガを通して楽しみながら身につけることができる厚生労働省の公式アプリです。



アプリで確かめよう
Webで確かめよう

労働条件に関する総合情報サイト
確かめよう労働条件

「確かめよう労働条件」は、労働条件や労働関係法令に関する情報を掲載した総合情報サイトです。

Q&A
働く時のQ&A

STUDY
学習コンテンツ

CONSULTATION
相談機関

PART TIME
アルバイトの労働条件

OTHER
その他

パソコンでもスマホでも
確認できるよ！



「ブラック企業ってどんな会社？」など、労働条件にまつわるさまざまな疑問にお答えします。

働くとき、従業員を雇うときに必要な基礎知識をわかりやすく身につけられます。

全国の相談機関、相談窓口を紹介しています。

アルバイトを始める前に知っておきたいポイントを紹介します。

行政の取り組みや裁判例など、さまざまな情報を掲載！

